

# 「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」に係る委託事業評価実施要領

23農会第1463号  
平成24年3月15日  
最終改正23農会第1748号  
平成24年4月6日  
農林水産技術会議事務局長通知

## 第1 趣旨

食料生産地域再生のための先端技術展開事業で実施する委託事業（以下、「本委託事業」という。）の進捗管理を行い、効率的で効果的な事業を行うため、農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成23年1月27日農林水産技術会議決定。以下「研究開発評価指針」という。）及び本要領に従い、研究課題の評価（以下「評価」という。）を行う。

## 第2 評価の実施

- (1) 評価は、年次評価と事後評価に分けて実施するものとする。
- (2) 年次評価は毎年度実施するものとする。
- (3) 事後評価は、研究課題が終了する年度の末までの適切な時期に実施するものとする。

## 第3 評価委員会

- (1) 評価は、食料生産地域再生のための先端技術展開事業評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置して実施するものとする。
- (2) 評価委員会は、「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」委託事業実施要領（平成23年12月14日付け23農会第1106号農林水産技術会議事務局長通知。以下「実施要領」という。）に規定する農業・農村型実証研究及び漁業・漁村型実証研究に区分し設置するものとする。
- (3) 評価委員会は、農林水産・食品産業分野の研究開発や、被災地の復興に係る動向に知見を有する外部の専門家や有識者であって、以下の要件を満たす者5名以上、及び実施要領第6の2に基づき指名されるプログラムオフィサー（以下、「評価委員」という。）をもって構成するものとする。
  - ア 公正な立場から評価を行うことができる者
  - イ その氏名、所属及びその者が行う評価結果の内容を公表することについてあらかじめ同意している者
- (4) 農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）は、評価委員会開催の7日前までに評価委員の委嘱を行うものとする。
- (5) 評価委員の再任は妨げない。
- (6) 評価委員会の開催に当たっては、評価委員会座長（以下「座長」という。）を置くこととし、評価委員の互選により選任するものとする。
- (7) 評価委員会は非公開とするが、評価委員会の議事概要は、知的財産権に十分配慮した上で、ホームページ等において公開することとする。

- (8) 事務局長は、評価委員に対し、評価に要する経費を支払うことができる。
- (9) 評価委員会の事務は、農林水産技術会議事務局の研究推進課において処理する。当該事務を担当する者は、評価委員会に出席できるものとする。
- (10) 評価委員会は、評価委員の過半数以上の出席がなければ議事を行うことができないものとする。
- (11) 農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成23年1月27日農林水産技術会議決定）第6の3に定める中間評価については、平成25年度及び平成27年度に実施するものとする。事後評価については、研究終了年度に実施するものとする。

なお、中間評価を実施しない年度の年次評価は、実施要領に基づき設置される運営委員会（以下「運営委員会」という。）を評価委員会と読み替え、評価を行うことができるものとする。この際、実施要領第6の3に基づき運営委員会に参加するプログラムオフィサー以外の事務局内の職員は、評価を行わないものとする。

#### 第4 評価委員会の検討事項

- (1) 評価委員会は、以下の事項について、委託事業の研究統括者（又は研究統括者が指名する者）から報告を受ける。この際座長は、必要に応じて、事務局の事業担当者等から補足説明を求めることができるものとする。
  - ア 当該年度の研究実施計画について
  - イ 当該年度の研究実施状況について
  - ウ 次年度以降の研究実施計画（案）について（研究課題の実施期間の最終年度を除く。）
- (2) 評価委員会は、(1)の報告を踏まえ、当該年度の研究課題の実施状況について、年次評価においては別表1に基づき、事後評価については別表2に基づき評価を行うものとする。
- (3) 評価委員会は、(2)の年次評価において総合評価がC又はDの場合には、具体的な改善方針について助言等を行うものとする。

#### 第5 検討結果の報告

座長は、年次評価及び事後評価の結果及び助言等の内容について、事務局長に報告するものとする。

#### 第6 検討結果の反映

- (1) 事務局長は、評価委員会の評価において改善すべきとされた事項について、実施要領第6の2に基づき指名されるプログラムオフィサーを通じて運営委員会に報告するとともに、必要に応じて研究受託者に対し、指導及び助言を行うものとする。
- (2) 運営委員会は、必要に応じて研究実施計画の見直しを行うものとする。見直しの結果、研究実施計画の内容を変更する場合には、実施要領に基づき設置される研究推進委員会にその変更計画案を提出するものとする。
- (3) 研究推進委員会は、評価委員会及び運営委員会の議論を踏まえた上で、研究実施計画を決定するものとする。また、事務局長は、評価委員会の評価において改善すべきとされた事項の改善状況について、次回の評価委員会に報告するものとする。

別表 1 (年次評価)

評価の観点	評価項目		評価基準
効率性	研究実施状況の妥当性	以下の観点について、評価時点までと今後の研究計画の効率性についての評価。 a. 研究コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割分担 f. 責任体制	A：妥当 B：概ね妥当 C：あまり妥当でない D：妥当でない の4段階で評価を行う。
有効性	目標の達成度、達成可能性	a. 評価時点までの目標の達成度 b. 研究期間内における目標の達成可能性 特に、応募時に設定した中間時の進捗目標値との整合性についての評価	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。
	研究成果の経済性・普及性、波及性、発展可能性	評価時点までの研究成果を勘案し、研究成果の a. 経済性（低価格・低コストであるか、生産性や収益性の向上に資するか等）・普及性 b. 波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可能性についての評価。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。
	研究成果の優秀性	評価時点までの論文、特許等の研究成果の優秀性についての評価。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。
必要性	事業の必要性	情勢の変化を踏まえた事業の必要性、国が引き続き実施する必要性についての評価	A：高まった B：開始時と同じ C：低くなった の3段階で評価を行う。
総合評価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		A：一層の推進を期待 B：現状どおり実施 C：計画を縮小して実施 D：中止すべき の4段階で評価を行う。

別表 2 (事後評価)

評価の 観点	評価項目		評価基準
効率性	研究実施状況の妥当性	以下の観点について研究実施状況の妥当性についての評価。 a. 研究コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割分担 f. 責任体制	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : あまり妥当でない D : 妥当でない の4段階で評価を行う。
有効性	目標の達成度	評価時点までの目標の達成度についての評価。	A : 想定以上 B : 想定どおり C : 想定以下 の3段階で評価を行う。
	研究成果の経済性・普及性、波及性、発展可能性	評価時点までの研究成果を勘案し、研究成果の a. 経済性（低価格・低コストであるか、生産性や収益性の向上に資するか等）・普及性 b. 波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可能性についての評価。	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い の4段階で評価を行う。
	研究成果の優秀性	評価時点までの論文、特許等の研究成果の優秀性についての評価。	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い の4段階で評価を行う。
必要性	事業の必要性	研究成果の科学的・技術的意義、社会・経済に及ぼす意義・重要性についての評価	A : 高まった B : 開始時と同じ C : 低くなった の3段階で評価を行う。
総合評価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		A : 目標を上回った B : 目標どおり C : 目標の一部は達成 D : 目標の達成は不十分 の4段階で評価を行う。